

案件

渚水みらいセンター高度処理水再利用事業の廃止について

上下水道政策課
下水道管理課

1. 政策等の背景・目的及び効果

渚水みらいセンター高度処理水再利用事業（以下、「処理水再利用事業」という。）は、下水道から発生する処理水を有効な資源として積極的に活用するために、「大阪府流域下水道資源リサイクル計画」の一環として、渚水みらいセンターから寝屋川へ処理水を放流するための下水道管（寝屋川放流幹線）に汲上ポンプを設置し、渚水みらいセンターの高度処理水（以下、「処理水」という。）を枚方市駅周辺施設の冷暖房及び温水プールの熱源、トイレの水洗用水等として供給し、利用してきました。

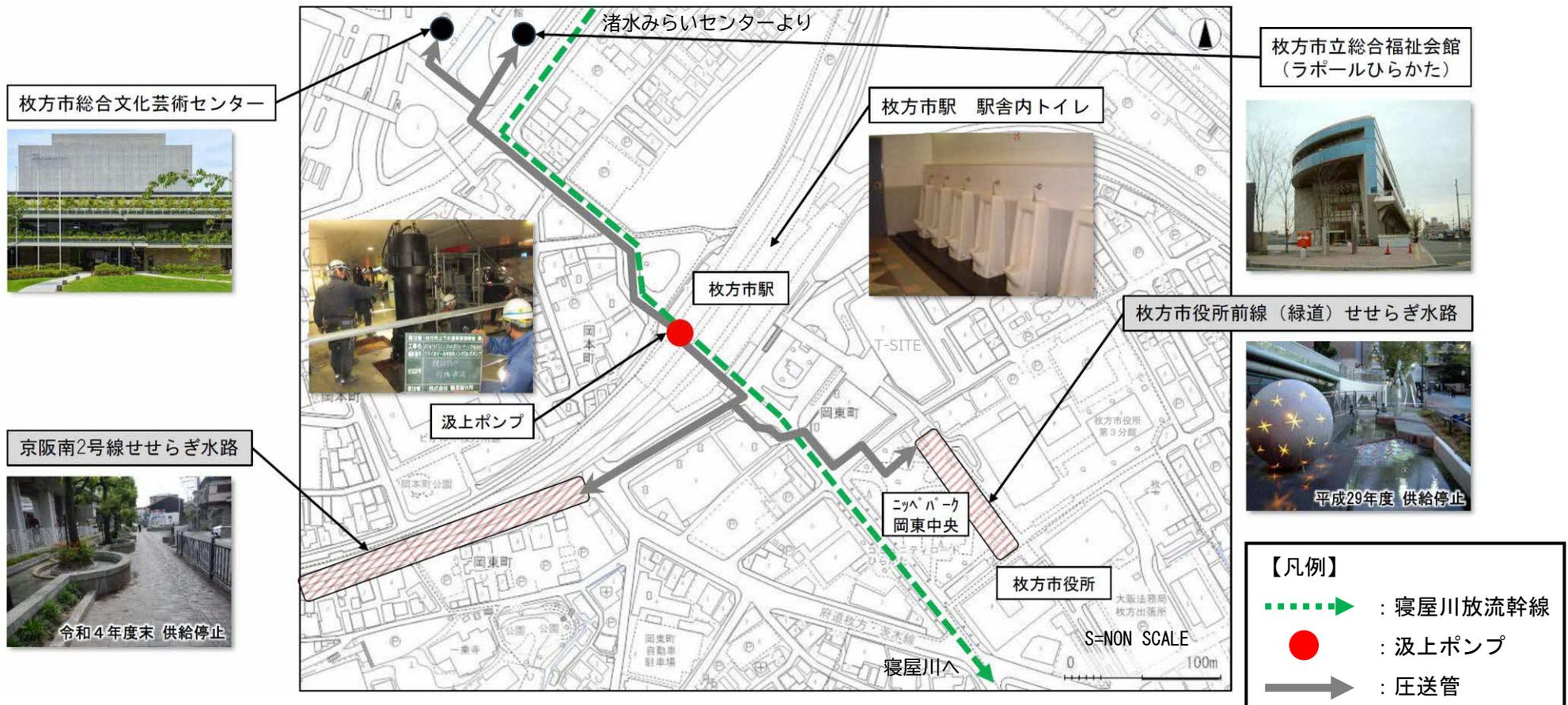
しかし、近年、汲上ポンプの老朽化等による故障が頻発していることや、今後、利用後処理水の排水先である淀川への排水基準に適合しなくなるおそれがあることから、処理水再利用事業の廃止に向けた検討を進めてきたところです。

その結果、供給先施設において新たな熱源システムが導入されたことなどにより、処理水を供給している全ての施設において利用がなくなることから、今回、処理水再利用事業を廃止するため、その内容についてご報告するものです。

2. 内容

(1) 処理水再利用事業の概要

これまで、処理水については平成7年度（1995年度）より順次、枚方市駅周辺のせせらぎ水路（修景施設）、駅舎内トイレ、枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）、枚方市総合文化芸術センターへ供給の上、利用してきました。なお、せせらぎ水路（修景施設）については、老朽化等により既に処理水の供給を停止しています。



(2) 処理水再利用事業の課題

①汲上ポンプの老朽化

処理水を供給するための施設（汲上ポンプ、圧送管等）の整備から約30年が経過し、処理水の汲上ポンプは老朽化等により、令和4年度（2022年度）に2回の故障が発生し、令和5年（2023年）3月の故障時には約6ヶ月間、汲上ポンプが停止しました。そのため、処理水を利用している施設において、安定した運営が困難となっていました。

②排水基準

修景用水や熱源利用後の処理水を放流している淀川は上水道水源地域であるため、渚水みらいセンターの放流水については、処理水再利用事業の開始後となる平成14年（2002年）に改正された大阪府の「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」に規定する「上乘せ排水基準※1」が適用されています。

しかしながら、現状では放流水が上乘せ排水基準に適合することは技術的に困難であるため、経過措置として暫定基準※2が設定されています。今後、暫定基準が廃止されると、上乘せ基準に適合しなくなるおそれがあり、下水処理事業に支障が生じる懸念があります。

※1 上水道水源地域などの社会・自然条件に応じて条例で定める、全国一律の排水基準よりも厳しい排水基準

（アンモニア性窒素等）全国一律の排水基準：100 mg/ℓ ⇒ 上乘せ排水基準：10 mg/ℓ

※2 上乘せ基準を直ちに遵守することが技術的に困難な事業場に対する経過措置（3年毎に見直し）

（アンモニア性窒素等）上乘せ排水基準：10 mg/ℓ ⇒ 暫定基準：18 mg/ℓ

(3) 課題を踏まえた各施設の対応状況

①枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）

ESCO事業の導入※により、令和7年（2025年）11月に処理水を使わない空冷式の熱源システムに切り替えました。

※令和6年（2024年）2月の市民福祉委員協議会及び建設環境委員協議会において報告済

②枚方市総合文化芸術センター

枚方市立総合福祉会館の熱源システムの切り替えに合わせ、令和7年（2025年）11月に空調システム等について、処理水を使用しない運用に変更しました。

③枚方市駅 駅舎内トイレ

施設管理者と処理水の供給廃止に関する協議の上、令和8年（2026年）1月に供給を停止しました。

(4) 処理水再利用事業の廃止

処理水を供給していた全ての施設において利用がなくなることから、令和8年（2026年）3月31日をもって、処理水再利用事業を廃止します。なお、処理水を供給するための施設となる汲上げポンプ、圧送管等は令和8年度（2026年度）から順次、撤去等の対応を行います。

(5) 枚方市下水道条例の改正

処理水再利用事業の廃止により、渚水みらいセンターの放流水を淀川ではなく全国一律の基準が設定されている寝屋川に全量放流することになるため、大阪府条例による上乘せ排水基準が適用されなくなります。これに伴い、下水道法の規定に基づき、枚方市下水道条例で規定している同センターに下水を排除する区域（以下「渚処理区」という。）も、上乘せ基準を同様に廃止し、他の処理区と同じ排除基準等とするとともに、処理区の設定を廃止する条例改正案を3月定例会議会へ提出予定としています。

3. 実施時期等

令和8年（2026年）3月 下水道条例の一部改正について議会へ提出
処理水再利用事業の廃止

4. 総合計画等における根拠・位置付け

- ① 総合計画 基本目標：5. 自然と共生、美しい環境を守り育てるまち
施策目標：26. 安全で良好な生活環境が確保されたまち

- ② 枚方市下水道ビジョン2022
下水道事業を持続するための基盤づくり
財政基盤の強化



5. 関係法令・条例等

下水道法、水質汚濁防止法、
水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（大阪府条例）、
枚方市下水道条例

6. 事業費・財源及びコスト

令和8年度（2026年度）予算において、処理水を供給していた施設の撤去等の予算措置を予定しています。

《事業費》 28,000千円

支出内訳 既存ポンプ施設撤去に係る工事費：23,000千円
既存圧送管撤去等に係る実施設計委託料：5,000千円

《財 源》 他会計負担金：28,000千円

今後、圧送管の撤去等に要する工事費用についても、令和8年度（2026年度）の実施設計委託により算出予定としています。